

6月はシートベルト・チャイルドシート着用強調月間

シートベルト・チャイルドシート 着用の徹底を！

6月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。後部座席でも必ずシートベルトを着用し、運転者は同乗者全員の着用を確認して、交通事故防止に努めましょう。

また、6歳未満のお子さんは必ずチャイルドシートを使用し、

6歳を過ぎてもシートベルトの位置が体格に合わない場合は、使用の継続やジュニアシートへ切り替えをお願いします。

詳しくは、危機管理室（☎47-7385）へ。



経営所得安定対策の交付申請を受け付け

市は、農林水産省が行う経営所得安定対策交付金の申請を、次のとおり受け付けています。

販売を目的として、水田で対象作物を作付ける場合、経営所得安定対策の交付金を受けるこ

とができます。

令和4年度の営農計画書を提出した人には、農協や農事改良組合を通じて申請書の配布を行いました。それ以外で申請を希望される人は6月30日までに、農林課または各地域事務所の産業建設課で申請してください。

申請方法など詳しくは、農林課（☎47-8628）へ。



ご利用ください！ 育英資金制度（二次募集）

市は、経済的な理由で修学が困難な人を支援するため、「育英資金制度」を設けています。

- \*対象／大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年）の学生
- \*支給月額／2万5,000円（助成2,500円+貸付2万2,500円）
- \*募集人数／9人
- \*申請方法／6月30日までに、社会福祉課などで配布の申請

書（市HPからダウンロード可）に必要書類を添えて、同課（☎47-7256）へ

6月5日から11日までは「危険物安全週間」

6月5日から11日までは、危険物安全週間です。今年度の推進標語は「一連の 確かな所作で 無災害」です。火災発生の危険性が高いガソリンや灯油、軽油などの危険物の取り扱いには十分注意しましょう。

詳しくは、大垣消防組合予防課（☎87-1512）へ。

審議会などの傍聴ができます

公民館運営審議会		担当：社会教育スポーツ課（☎47-8039）
6/29(水)	10:00~11:30	時公民館
・令和4年度 公民館年間行事について ほか		

国民健康保険料の納付方法  
年金引き落とし  
口座振替

国民健康保険料の納付方法

世帯主が国民健康保険に加入していて、世帯内の国民健康保険加入者全員が65~74歳の場合は、10月からの国民健康保険料の納付方法について、「世帯主の年金からの引き落とし」または「口座振替」のいずれかを選択してください。

詳しくは、国保医療課国民健康保険グループ（☎47-8132）へ。

◆現在、納付書で納付している世帯

6月中旬に案内を郵送します。手続きがない場合、原則「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。「口座振替」を希望する人は、手続きが必要です。

児童手当の制度変更

問合せ  
子育て支援課  
（☎47-7092）

現況届の提出が不要に

児童手当の受給者に、毎年6月においていた「現況届」の提出は、原則不要になりました。

現況確認のため、引き続き提出が必要な人には、6月上旬に案内を郵送します。

所得上限額以上の人は不支給に

特例給付となる従来の所得制限に加え、新たに所得上限が設定され、令和4年6月分（支給日：10月7日）から、生計中心者の所得が所得上限額以上の場合は、児童手当が不支給となります。

所得制限額・所得上限額と、一人あたりの支給額は下表のとおりです。審査のうえ、10月上旬に支給区分などを郵送でお知らせします。

扶養親族等の数	①所得制限額		②所得上限額	
	所得額	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)
0人	622万円	833万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	876万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	918万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

支給区分など		支給月額
①所得制限額未満の人 (区分：児童手当)	3歳未満	15,000円
	3歳以上 小学校終了前	第1・2子 10,000円 第3子以降※ 15,000円
	中学生	10,000円
①所得制限額以上で、②所得上限額未満の人 (区分：特例給付)	0歳~中学生	5,000円
②所得上限額以上の人		不支給

※子どもの人数は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます

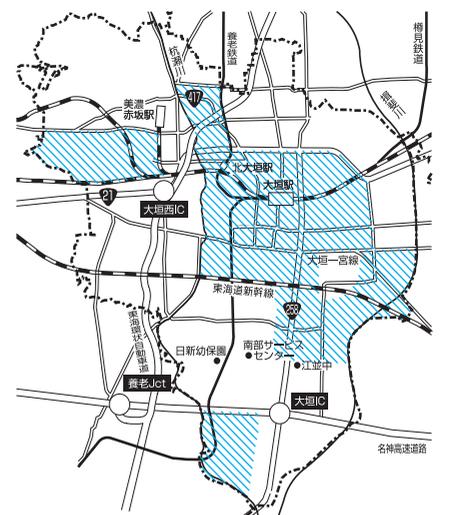
水道管の漏水調査を行います

市は、道路に埋設された水道管の漏水調査を行います。

調査員は、市が委託した専門業者で、腕章と市が発行した身分証明書を携帯しています。

大切な水を無駄にしないために、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- ▶調査区域／右図のとおり
- ▶調査期間／6月上旬~11月下旬（夜間調査の場合もあり）
- ▶問合せ／水道課（☎47-8692）へ



◆現在、世帯主の年金からの引き落としの世帯

これまでどおり「世帯主の年金からの引き落とし」による納付となります。

◆現在、口座振替を利用し、保険料の未納がない世帯

これまでどおり「口座振替」による納付となります。

◆保険料の未納がある世帯（口座振替利用者を含む）

自動的に「世帯主の年金からの引き落とし」に切り替わります。

口座振替を希望する場合の手続きは・・・

6月30日までに、国保医療課、各地域事務所、市民サービスセンターで手続きをしてください。

- 【持ち物】①振替口座の預金通帳 ②通帳の届け印 ③保険証 ④納付書